

おりん(仏具)で相続税の節税？ ～節税は出来ても損する！～

令和 5 年 5 月 作成



先々月は所得税の非課税についてのお話をしました。相続税に関してもいくつか非課税財産が定められています。この相続税の非課税財産を利用して節税しようという人がいるらしいのでちょっと考えてみましょう。

相続税における非課税財産の代表的なものとして、「**墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をしている物**」が挙げられます。これについてよく言われるのは、**お墓を購入するのであれば相続開始前に購入したほうが税制上得になる**という話です。相続開始後の購入では相続税が課税された後の資金でお墓を購入することになりますが、生前にお墓を購入すると、そのお墓には相続税がかからないという話です。これについては確かにその通り、節税になります。



しかし、**節税目的で相続開始直前に購入する場合には注意が必要**です。お墓や仏具等の購入の際の借入金は相続税の計算において債務控除することが出来ません。その為カードで購入しカードの精算が未了の場合や、納品後振り込みによる支払いの場合、タイミングによってはこれらの仏具等に相続税が課税されないと同時に、購入代金に係る借入金が債務控除されないことにより、**実質的に節税効果がない**ということになってしまいます。

また、相続税が課税されないからと、節税目的で金の「おりん」や「仏像」などの購入を進めるケースが散見されますが、**気を付けなければならないのは「日常礼拝しているもの」という一文がある**ことです。これらが日常礼拝に利用されず、また、**高価なもので美術品や投資の対象とみなされると、その場合の仏具は相続税が課税**されます。

また、金製の仏具等は、先に述べたように美術品や投資対象とみなされれば、そもそも相続税の非課税に該当しないと判断されることもあります。更に、それ以前の問題があります。節税するためには、購入した仏具を最終的には金銭へ替える必要がありますが、これら**金製の仏具を換金のため買い取ってもらう場合、その価格は通常その時の金相場価格に左右**されます。また、相場に変動がない場合でも、多くの場合購入価格の半額程度でしか買い取ってもらえません。つまり、そもそも**50%程度の損失が生じる**可能性が高いのです。そうなると、**仮に相続税の税率が 20%、仏具の価格が 500 万円の場合、相続税を 100 万円節税できる代わりに仏具の売却損が 250 万円生じます。結果、手取りとして 150 万円手元に残る金銭が少なくなってしまう**のです。

それでも換金できればまだいいのですが、以前見かけた数百万円の有田焼の骨壺などは通常換金も出来ないでしょう。つまり手元の資金が相続時より増えることはなくなってしまいます。節税という甘い言葉に乗ってしまうと、節税は出来ても結果として資産を減らしてしまうことは多々あるので、業者の言葉を鵜呑みにすること無く、よく考えてから実行するようにしましょう。

	開始時	購入時	相続時	おりん売却時
財産額	100,000	100,000	81,000	78,500
現金	100,000	95,000	95,000	78,500
おりん		5,000	5,000	0
課税価額			95,000	
相続税			▲ 19,000	

	開始時	購入時	相続時	相続時
財産額	100,000	100,000	80,000	80,000
現金	100,000	100,000	100,000	80,000
おりん			0	0
課税価額			100,000	
相続税			▲ 20,000	

財産差額	0	0	1,000	▲ 1,500
------	---	---	-------	---------